|  |
| --- |
| **ＩＬ０４．輸入畜産物検査申請** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＬＣ | 輸入畜産物検査申請 |

１．業務概要

「輸入畜産物検査申請事項登録」業務終了後、動物検疫所に対して輸入畜産物検査申請を行う業務である。本業務では、貨物の到着状況に応じた申請種別を入力する。貨物到着済みの場合は、申請種別に「到着後（Ａ）」を入力し申請を行い、貨物が未到着の場合は、申請種別に「到着前（Ｂ）」を入力し、申請を行う。申請種別が「到着前（Ｂ）」の申請は、貨物の搬入を契機に申請種別が「到着後（Ａ）」の申請として自動起動される。

また、本業務はオンライン運用時間内であればいつでも行うことができるが、動物検疫所が申請を受付ける（輸入畜産物検査申請書類審査結果登録業務にて書類審査の結果を登録する）のは動物検疫所ごとに設定される。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

特になし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし

（Ｃ）リミットチェック

なし

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②輸入畜産物検査申請事項登録をした利用者と同じであること。

③全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

（Ｂ）申請番号

①「輸入畜産物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸入畜産物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④申請されていないこと。

（当チェックは、すでに登録されている申請種別が「到着前（Ｂ）」、入力された申請種別が「到着後（Ａ）」の場合は、行われない）

⑤取止めされていないこと。

（Ｃ）申請種別

①事項登録済みのデータの場合、「到着後（Ａ）」または「到着前（Ｂ）」であること。

②申請登録済みのデータの場合、「到着後（Ａ）」であること。

（Ｄ）回送予定の有無、仕出国（地域）コードと種類コードと指定処理施設コードの組み合わせ

回送予定の有無に入力がない場合で、「品目別・仕出国別指定処理施設コードチェックＤＢ」に仕出国（地域）コードと種類コードの組み合わせが、有効期間内で登録されている場合は、以下のとおりであること。

（ａ）パターンコードが’１‘、または’２‘であった場合、指定処理施設の１項目目に登録があること。

（ｂ）パターンコードが上記以外の場合は、ノーチェックとする。

（Ｅ）貨物の搬入確認

申請種別が「到着前（Ｂ）」、入庫情報受入が「受入（Ｙ）」の場合は、貨物の搬入の契機となる業務が実施されていないこと。

（Ｆ）共通管理番号

　　　　共通管理番号関連処理のリンクを行う場合は、輸入畜産物検査申請事項登録業務で、共通管理番号関連処理が正常に終了していること。

（Ｇ）到着年月日

①登録されていること。

②申請種別が「到着後（Ａ）」の場合、入力された到着年月日はシステム日付と同じかそれより過去であること。

③申請種別が「到着前（Ｂ）」の場合、入力された到着年月日はシステム日付と同じかそれより未来であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）処理単位

申請番号単位で処理を行う。

（３）輸入畜産物検査申請ＤＢ更新処理

輸入畜産物検査申請を行った日時及び処理結果等を輸入畜産物検査申請ＤＢに更新する。

（４）到着前輸入畜産物貨物管理ＤＢ関連処理

（Ａ）到着前輸入畜産物貨物管理ＤＢ登録処理

申請種別が「到着前（Ｂ）」、入庫情報受入が「受入（Ｙ）」の場合は、Ｂ／Ｌ番号と申請番号を到着前輸入畜産物貨物管理ＤＢに登録する。ただし、１件のＢ／Ｌ番号に紐づけられる到着前申請は最大２０件であるため、２１件目以降である場合は、到着前輸入畜産物貨物管理ＤＢには登録しない。

（Ｂ）到着前輸入畜産物貨物管理ＤＢ削除処理

申請種別が「到着前（Ｂ）」、入庫情報受入が「受入（Ｙ）」の状態（到着後申請自動起動前）で、申請種別を「到着後（Ａ）」として輸入畜産物検査申請業務を実施した場合は、到着前輸入畜産物貨物管理ＤＢから申請番号を削除する。

（５）共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照

（Ｂ）輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

（６）輸入畜産物検査申請情報出力処理

輸入畜産物検査申請控を入力者に出力する。

（７）動物検疫検査合格通知書情報（輸入）出力処理

システムで審査合格と決定された申請について「動物検疫検査合格通知書情報（輸入）」を出力する。

（８）汎用指示書情報出力処理

システムで回送許可と決定された申請について「汎用指示書情報」を出力する。

（９）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（１０）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①申請種別が「到着前（Ｂ）」、入庫情報受入が「受入（Ｙ）」であり、航空輸入貨物テーブル、海上貨物テーブルにＢ／Ｌ番号が登録されていない場合

②申請種別が「到着前（Ｂ）」、入庫情報受入が「受入（Ｙ）」であり、自動起動対象の２１件目以降の申請であった場合

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸入畜産物検査申請情報 | なし | 入力者 |
| 動物検疫検査合格通知書情報（輸入） | システムで審査合格と決定された場合 | 入力者 |
| 汎用指示書情報 | システムで回送許可と決定された場合 | 入力者 |

７．特記事項

特になし。